

第3回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

開催日時：平成21年8月29日(土)13:30～16:35

開催場所：尾西生涯学習センター5階会議室 AB

出席委員氏名：

青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、平井委員、松下委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員
計14名

欠席委員氏名：谷口委員、松井委員、松村委員 計3名

出席した市職員：

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名

提言書項目の検討

市民の権利

- ・ の「特に市民生活に・・・」の部分については、参加する仕組みの中に入れ込む。(権利とは言わず、仕組みとして機会を作っていくと入れ込む)
- ・ については、参加の仕組みとして未成年者だけを特に書き、未成年者がまちづくりに参加できるさまざまな仕組みを作っていくとする。

市民の責務

- ・ 表題及び については、権利と同時に責務はあるとしても、その責務の表現をやや幅のある表現に、違和感のないように変える。
- ・ 事業者については入れない。迷ったが入れていないと解説等に明記。
- ・ については、「団体については、一定の説明責任を果たしていく」とした上でさらに、団体はできるだけオープンで、多数の人が参加できるような運営を行ってほしいとする。
- ・ の市民活動支援制度は記載しない。

情報公開・共有

- ・ の「意図的な公開にならないようにする」については、条文にすると「公平かつ公正」のような表現になる。
- ・ については、「共有します」という表現ではなく「大いに活用してパワーアップしていきましょう」のように方向性を書くこととする。

評価

- ・現段階では、思いを「市民の役割」のようなところ、あるいは解説文に書くこととする。

参加の機会

- ・細かく書いてあることを、流山市のような「多様な参加の機会を設けるよう努める」のように集約する。
- ・については、第3章の地域活動団体やNPOの項目に入れ込む。
- ・については、第3章の「活動団体の支援と育成」で「市民が市民を支える仕組みも大事で、それを整備するように努めていく」のようにまとめる。